

●厚生年金加入条件引き下げで想定される論点

パートの主婦の方や非正規の単身者の厚生年金加入条件を引き下げることによる想定される主な論点に、

1. 事業主負担を抑えるため、雇用自体を抑制したり、パートで働く方に基準以下の就業(上記からいくと、週20時間未満など)を企業が求めていくのではないか。
 2. 働く側も加入を避けるため基準以下の就業に移行するのではないか。
 3. 小規模の事業所の場合の負担が多くなる恐れがある。
- などを挙げています。

大企業と言われるのは数パートセントに過ぎない現在の企業の規模からいけば、1.、2. の懸念は現実問題として発生する可能性は大だと思えます。将来の無年金者の予防、主婦年金の個人単位化を検討すると同時に、論点に挙げられたことを防ぐための施策もしっかり練らなければ、逆効果になる恐れが大いにあると思えます。

=====
★トピックス～標準報酬月額の見直し～

短時間で働く方の加入に関して、現行の標準報酬月額の見直しも検討されています。

厚生年金の下限は、現在98000円です。
これより以下であっても最低この月額とみなし保険料の徴収がされています。
この98000円はどう決められたか。
厚生年金の標準報酬月額下限の算定方法は、
平成12年の制度改正時に、
直近の地域別最低賃金(最低値)×直近のサービス業を除く調査産業計(事業所規模5人以上)の出勤日数の平均と計算されました。

その当時は、
 $4712円(平成10年度日給(宮崎)) \times 20.7日(平成9年) = 97,538円 \div 98,000円$
現在は
 $642円(平成22年度時給(宮崎他7県)) \times 8時間 \times 19.0日 = 97,584円 \div 98,000円$
となっています。

=====
~~~~~編集後記~~~~~

この前のめるまがで  
温泉旅行計画のお話をさせていただきました。

その民宿への温泉旅行ですが、  
ひとつ不思議なことがあるのです。

くだんの民宿へは、私鉄の、  
アテンダントさんが添乗している電車を利用するのですが、  
そのアテンダントさん、とっても愛そうがいいのです。

そして、お客さんに、「どちらの旅館へお泊りですか？」  
などとお声をかけてくれます。

でも、私には、必ず、「どちらの民宿にお泊りですか？」  
と聞きます。

アテンダントさんが、変われど、同じです。

なんでわかるんでしょ？

~~~~~

年金についてのご相談なら

西尾雅枝社会保険労務士事務所
社会保険労務士 & 年金コンサルタント
西尾雅枝

〒604-8155

京都市中京区錦小路通室町東入ル

占出山町308 ヤマチュービル2F N10

電話&FAX(075)241-4586

メールinfo@nishio-sr.com

WEBサイト<http://www.nishio-sr.com>

* このメールマガジンの無断転載・転用は固くお断りいたします。 *

働くあなたの公的年金 & 保険知っ得情報

発行システム:『まぐまぐ!』<http://www.mag2.com>

配信中止はこちら』<http://www.mag2.com/m/0000180112.html>
